

高圧ガス容器を所有する消費者 様

株式会社大岡酸素商会

所有容器における法律違反のお知らせ

平素は弊社ならびに担当営業をご愛顧いただきありがとうございます。特に弊社商品である高圧ガス商品の保安管理にあっては格別のご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、近年の高圧ガス事故統計では、消費現場での高圧ガス事故が急増し、なかでも高圧ガス設備からの漏洩並びに、容器の盗難事故の件数には目を見張るものがあります。また中東発端としたアルカイダ方式といわれるテロ行為に、高圧ガスボンベが利用されているということもあり、経済産業省のみならず、警視庁並びに各道府県警は、近年の高圧ガス容器盗難事故の急増に大きな危機感を持ち、取締りなどを強化してきました。他にも、我々販売団体が注力してすすめてきた長期停滞容器の早期回収運動が功を奏して、ある程度おさまってきた老朽化容器の破裂事故が、ここ1,2年のあいだに再び、分析用や、使用中断した「消費者所有容器」の長期設置の原因から散発しております。

業界でも、放置容器などに代表される、ずさんな容器管理による高圧ガスの停滞、紛失、悪用、非合法的な転売などを撲滅するべく取り組んでまいりましたが、インターネットの普及により、違法容器の売買には歯止めがかからない世の中になってまいりました。一方で平成20年には、大阪の富田林市役所にガスボンベを積んだ車で突入し爆発させようとした男が、点火直前に取り押さえられるというテロ事件も発生、盗難容器を利用した強奪事件も頻発していることもあって、高圧ガスは国民保護法における危険物と指定されました。この数年、警察が注力してきた高圧ガスの移動車両に対する厳しい取締りと罰則の適用は、高圧ガスを悪用した犯罪や事件を未然に防ぐためと考えられます。

このような経緯から、今後、警察などにより、こういった犯罪事件の温床となる可能性が高いと判断された結果、所有容器の取締りが厳格に行われることになれば、正規に手に入れられた容器においても、法規違反を問われる可能性が出てきました。法律では、容器に所有者または管理業務を委託された者の住所氏名電話番号を表示（LPガス以外の容器は肩部への刻印）をし、それ以外の所有に関する刻印（前所有者のものなど）は消さなければならないと定められております。従来当社では販売した容器の管理委託契約を受けることで、当社の固有番号を刻印した容器を販売しご利用いただいていたが、容器の販売時には、この案内を申し上げていったんは契約されているお客様についても、すでに契約更新期間が切れており、法律上の所有の違反（罰則は最高で違反者ならびに雇用主の両方に50万円の罰金と違反者の6ヶ月間の懲役）に問われる恐れがありますので、新しい当社の保安自主基準に基づいた契約の締結をお願いいたします。

最後になりましたが、御社のますますのご発展ご隆盛をお祈り申し上げます。